

横浜市告示第 228 号

用途地域が定められていない土地の区域における常備消防機関の現地到着時間

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 255 号）第 1 第 4 項の特定行政庁が指定する区域及び定める時間は、次のとおりとする。

令和 2 年 4 月 3 日

横浜市長 林 文子

- 1 特定行政庁が指定する区域
横浜市全域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）
- 2 特定行政庁が定める時間（単位 分）